

E

北部田園・集落地域の景観形成

E.1 北部田園・集落地域の景観形成方針

表 E.1.1 景観形成の指針【自然景観の保全、都市との共生・調和】

1	建築物は河川沿いから出来る限り後退し、周辺の植生に調和する植栽とする。
2	河川沿いの植樹樹、石垣には、既存の自然石の利活用をする。
3	護岸の連続性や一体感を持たせるため、材料、形態を工夫する。
4	緑地、園地を確保し、緑化を充実する。

表 E.1.2 景観形成の指針【北部地域の田園・集落景観を保全・育成し、自然景観との調和】

1	田園、集落周囲の屋敷林から背後の樹林へ連続する一体の環境を保全する。
2	山並みの稜線を背景とし、農家とそれを取り巻く屋敷林と調和する建築物デザイン(形態、色彩、材料)とする。
3	山並みの緑との調和を図り、特色のある石垣や植木を生かし、連続性を感じる景観を維持する。
4	大原野周辺の地区は、周辺地域と調和した地域の拠点施設としての特色を持った建築物デザイン(形態、色彩、材料)とする。

表 E.1.3 景観形成の指針【まちづくり活動の推進と芸術文化の創造・育成】

1	自然とふれあうレクリエーション空間を確保し、都市と農村の交流を図る。
2	道路沿いに植栽スペースを設置し、身近な緑を感じる豊かな歩行者空間を演出する。
3	まちづくりルール検討委員会等のまちづくり活動団体を発足し、協働のまちづくりを継続して進める。
4	共用の空間をつくることによりコミュニティガーデンやポケットパークなど市民主体の活動を生み出し、緑豊かな景観作りの仕組みをつくる。
5	広告物は必要最小限で、落ち着いた色彩とし、まちなみに調和したものとする。

E. 2 北部田園・集落地域の景観形成基準

表E. 2. 1 景観形成基準【建築物の建築等】

項目	基準																															
屋根及び外壁の色彩	<p>1 外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">屋 根</th> <th colspan="2">外 壁</th> </tr> <tr> <th>色 相</th> <th>明度 (以下)</th> <th>彩度 (以下)</th> <th>明度</th> <th>彩度 (以下)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>8程度</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td rowspan="5">3~8.5</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R</td> <td rowspan="4">6程度</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			屋 根		外 壁		色 相	明度 (以下)	彩度 (以下)	明度	彩度 (以下)		N	8程度	/	3~8.5	/		R	6程度	4	4	YR	6	4	Y	4	4	その他	2	2
			屋 根		外 壁																											
色 相	明度 (以下)	彩度 (以下)	明度	彩度 (以下)																												
N	8程度	/	3~8.5	/																												
R	6程度	4		4																												
YR		6		4																												
Y		4		4																												
その他		2		2																												
	<p>2 外壁色の明度は6~8とし、色相PB、B、BGはできる限りベース色に用いない。 大きな壁面を有する建築物の外壁色は、上記規定を遵守する。</p>																															
敷地の緑化	<p>1 敷地内の既存樹木は、可能な限り保全する。ただし、やむを得ず既存樹木を保全できない場合は、可能な限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限とする。</p>																															
	<p>2 道路に面して樹木を植栽する。 【解説】 (中木(植栽時2m以上)を1本以上) ⇒なお、敷地に接する道路が2以上ある場合は、それぞれの道路から視認できる中木1本以上を植栽すること。</p>																															
	<p>3 緑視率を20%以上道路側において確保する。ただし、敷地の状況により緑視率が確保できない場合(【解説】例：旗竿敷地)は、緑被率を20%以上確保する。 第1種低層住居専用地域で建築物の敷地が3,000㎡以上の場合は、それぞれ20%を30%と読み替える。</p>																															

【解説】 緑視率(%) = 樹木等の立面投影面積 ÷ 建築物の立面投影面積 × 100

■ 樹木等の立面投影面積は、次により算定した面積の合計とする。

- ① 高木(植栽時3m以上) 10㎡/本 ② 中木(植栽時2m以上) 5㎡/本
- ③ 低木(植栽時0.4m以上) 1㎡/本
- ④ 生垣緑化 生垣高×延長 ⑤ 壁面緑化 壁面緑化部分の面積×3/4
- ⑥ バルコニーの緑化 バルコニーの緑化部分の面積×3/4

■ 建築物の立面投影面積は、高さ10m以上の建物は高さを10mとする。

また、屋根の部分の面積を除く。

表E. 2. 2 景観形成基準【建築物の修繕等】

項目	基準
屋根及び外壁の色彩	表E. 2. 1 景観形成基準【建築物の建築等】の屋根及び外壁の色彩に準じる。
敷地の緑化	表E. 2. 1 景観形成基準【建築物の建築等】の敷地の緑化に準じる。

表E. 2. 3 景観形成基準【工作物の建設等】

項目	基準
擁壁の構造や位置	<p>道路に面する擁壁（【解説】高さ2mを超えるもの）は、道路境界との間に植栽帯を設ける。ただし、やむを得ず道路に接して擁壁を設置する場合は、壁面緑化を行う。</p> <p>開発事業区域面積が3,000㎡以上の場合で、中遠景から見える擁壁及び道路に面する擁壁は、擁壁と境界との間に50cm以上の植栽帯を設ける。</p>

【解説】なお、工作物の色彩については、表E. 2. 1の外壁の色彩基準を準用することを推奨する。

表E. 2. 4 景観形成基準【開発行為、土地の形質の変更】

項目	基準
開発、造成の計画	現状の地形を活かし、地形の改変は必要最小限とする。また、長大な擁壁や法面が生じないようにする。
木竹の植栽又は伐採	<p>1 開発事業区域内の既存樹林・既存樹木は、可能な限り保全する。ただし、やむを得ず既存樹林・既存樹木を保全できない場合は、可能な限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限とする。</p> <p>2 敷地内は、可能な限り植栽・補植を行う。ただし、植樹は既存の植生に配慮した樹種を選定する。</p>